

施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱

24 生産第 2900 号
平成 25 年 2 月 26 日
農林水産事務次官依命通知

改正 令和 3 年 4 月 23 日 3 生産第 240 号

第 1 趣旨

燃油は、その多くを輸入に依存しているため、為替や国際的な商品市況等の影響により、価格が乱高下を繰り返しており、今後の見通しを立てることが困難な生産資材である。施設園芸及び茶（以下「施設園芸等」という。）農家は、冬期加温や茶の加工等に燃油を使用するため、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、施設園芸等農家が継続して営農できる環境を整えるため、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める対策が必要である。

このため、燃油使用量の省エネルギー化又は燃油コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）に計画的に取り組む施設園芸等の産地において、農業者と国の拠出により燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みを構築することにより、施設園芸等農業者の経営の安定と施設園芸作物及び茶の安定供給を図ることとする。

第 2 事業主体

本対策に係る事業の事業主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された民間団体とする。

第 3 対策の内容等

1 対策の内容

本対策の内容は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業種類、事業内容、事業主体、事業実施者、支援対象者、補助要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 施設園芸セーフティネット構築事業
- (2) 茶セーフティネット構築事業
- (3) 推進事業

2 事業実施者

- (1) 本対策に係る事業の事業実施者は、別表事業実施者欄に定める者であって、生産局長が別に定める要件を満たし、原則として都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会とする。
- (2) 事業実施者は、1 に定める事業を行おうとするときは、生産局長が別に定

めるところにより、運営等に係る規約等を定め、（１）の要件を満たすことについて、事業主体の承認を受けなければならない。

- （３）事業主体は、事業実施者が（１）の要件を欠いたと認めた場合又は１に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認めた場合には、生産局長が別に定めるところにより、この承認を取り消すことができる。

3 支援対象者

本対策に係る事業の支援対象者は、別表事業実施者欄に定める者であつて、施設園芸（野菜、果樹及び花きを栽培するものに限る。以下同じ。）又は茶業を営む農業者で構成し、生産局長が別に定める要件を満たす者とする。

4 基金等の造成及び管理

（１）基金等の造成

ア 事業主体は、この事業の実施に充てるため、この事業を実施する期間において、国の予算に基づく国からの補助金によって、施設園芸等燃油価格高騰対策基金（以下「対策基金」という。）を造成するものとする。

イ 事業実施者は、事業主体からの助成金及び１の（１）及び（２）の事業に取り組む支援対象者の積立金によって、施設園芸等燃油価格高騰対策資金（以下「対策資金」という。）を造成するものとする。

（２）事業主体による対策基金の管理等

ア 事業主体は、対策基金を次により管理・運用するものとする。

（ア）銀行、農林中央金庫、信用金庫若しくは信用協同組合への預貯金又は郵便貯金

（イ）信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

（ウ）国債、地方債、その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

イ 事業主体は、対策基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、対策基金にかかる勘定を設けるものとする。

ウ 対策基金の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。

エ 対策基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れてこの対策の実施に充てるものとする。

（３）事業実施者による対策資金の管理等

事業実施者は、対策資金の管理等については、（２）のアからエに準じ、事業主体が別途定めるところにより行うものとする。

第４ 事業年度及び実施期間

- 1 本事業における事業年度は、施設園芸に係る事業については当該年の７月から翌年６月まで（令和元年の事業年度にあつては、令和元年５月から翌年６月まで）とし、茶に係る事業については当該年の１月から１２月までとする。

- 2 本事業の実施期間は、第3の1の(1)の事業においては、平成25年2月1日から令和5年6月30日までとし、第3の1の(3)の事業においては、平成25年2月26日から令和5年9月30日までとし、第3の1の(2)並びに(3)の茶に係る事業においては、平成27年1月9日から令和5年1月31日までとする。

また、生産局長が特に認めた場合にあつては、本事業の実施期間を延長することができる。

第5 事業の実施

- 1 事業主体は、第3の1の事業を適切に実施するため、事業を実施するための基本的事項に関する規定を定め、生産局長の承認を受けるものとする。
- 2 事業実施者は、第3の1の事業に係る助成金又は補填金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、事業主体の承認を受けるものとする。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施者は、支援対象者の事業の申請内容等を取りまとめ、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、事業主体に提出してその承認を受けるものとする。

支援対象者は、第5の2により事業実施者が作成する業務方法書の規定に従って、事業実施者に対し事業申請等の手続を行うものとする。

- (2) (1)の事業実施計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

2 事業主体による事業実施計画の承認等

事業主体は、提出された事業実施計画について、生産局長が別に定めるところにより審査を実施し、妥当であると認めるときは、これを承認するものとする。

第7 事業実施状況の報告

事業実施者は、生産局長が別に定めるところにより、当該事業年度における事業の実施状況を、事業主体に報告するものとし、事業主体はこれを取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

第8 指導監督等

- 1 生産局長は、この事業の実施に関して、事業主体に対し、指導及び監督を行うものとする。
- 2 生産局長は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 3 生産局長及び地方農政局長並びに内閣府沖縄総合事務局長は、施設園芸及び茶産地（以下「施設園芸等産地」という。）の省エネルギー等対策を円滑に推進するため、本事業の実施に関して、事業実施者等に対し指導助言を行うものとする。

第9 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 事業主体は、この要綱により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに対策基金の精算を行い、国に報告しなければならない。この場合において、事業主体に残額が生じているときは、事業主体は当該残額を国庫に返還するものとする。
また、この要綱により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

第10 事業計画

事業主体は、別記様式第1号により、毎事業年度、対策基金の造成計画を含む事業計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

第11 報告

事業主体は、毎事業年度終了後 60 日以内に、別記様式第2号により施設園芸等燃油価格高騰対策事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。

第12 実施に係る特例

施設園芸等産地の省エネルギー等対策を迅速に進めるため、生産局長が別に定める場合には、第6の手続によらず、生産局長が別に定める手続により事業を実施することができるものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年11月11日25生産第2316号）

この改正は、平成25年11月11日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 9 日 26 生産第 2484 号）
この改正は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 20 日 27 生産第 2429 号）
この改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2844 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 1 月 12 日 28 生産第 1676 号）
この改正は、平成 29 年 1 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 生産第 2043 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要綱に基づく事業に係る同要綱第 11 の規定による報告については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日において、同要綱による改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要綱に基づき既に事業を実施している者は、この要綱による改正後の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱に基づき事業を実施している者とみなし、同要綱の規定を適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 2 日 29 生産第 1932 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築に係る改正については、平成 30 年 2 月 2 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 生産第 2278 号）
この改正は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 23 日元生産第 1413 号）
この改正は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 23 日 3 生産第 240 号）
この改正は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

別表 (第3関係)

事業種類	事業内容	事業主体	事業実施者	支援対象者	補助要件	補助率
1 施設園芸 セーフティ ネット構築 事業	事業実施者が、施設園芸の省エネルギー対策に計画的に取り組む農業者の積立金と、事業主体に造成した基金からの助成金により資金を造成し、燃油価格の高騰時に農業者に対し補填金を交付する。	民間団体 (生産局長が別に定めるものに限る。)	都道府県協議会 (生産局長が別に定める要件を満たすものをいう。)	次に掲げる者 1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。) 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。) 5 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。) 6 その他農業者の組織する団体(生産局長が別に定めるものに限る。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 支援対象者において、生産局長が別に定める省エネルギー対策推進計画が策定されていること。 2 事業参加者が3戸以上又は農業従事者(農業(販売・加工等を含む)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上であること。 3 生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	1 事業種類欄の1から3について、国から事業主体に対する補助率及び事業主体から事業実施者に対する補助率は、定額 2 事業種類欄の1又は2については、支援対象者に対する補填金の補助率は、1/2
2 茶セーフティネット構築事業	事業実施者が茶の省エネルギー対策に計画的に取り組む農業者の積立金と、事業主体に造成した基金からの助成金により資金を造成し、燃油価格の高騰時に農業者に対し補填金を交付する。					
3 推進事業	事業種類欄の1又は2の事業を適正かつ円滑に実施するために事業主体が行う以下の取組又は事業主体の助成を受けて事業実施者が行う以下の取組。 (1) 推進・指導 事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導及び事務 (2) 交付事務	事業種類欄の1又は2に係る事業主体	事業種類欄1又は2に係る事業実施者	—		

	<p>申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成金又は加入者への補填金の交付等</p> <p>(3) 実施確認</p> <p>事業の対象となる取組に係る実地確認</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(1) から (3) までの他、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組</p>					
--	--	--	--	--	--	--